

新型コロナウイルス感染症による

9月30日まで

小学校休業等対応助成金のご案内

再延長

< 対象となる事業主 >

①②③④の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
- ② 新型コロナウイルスに感染した子
- ③ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある子
- ④ 医療的ケアが日常的に必要な子または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患を有する子



休暇取得対象期間
が再び延長しました！

第1報では
令和2年2月27日
～3月31日迄

第2報では
令和2年4月1日
～6月30日迄

さらに！
9月30日迄
対象期間が
延びました！

支給上限額
8,330円

4/1以降取得分については
1人1日あたり支給上限額**15,000円**

助成額

助成率

休暇中に支払った賃金相当額
(年次有給休暇と同等の額)

$\frac{10}{10}$

申請期限は令和2年12月28日まで！

既に申請されていても、延長された期間分を追加申請できます！

ご連絡ください！

SATO社会保険労務士法人 東京オフィス・営業担当

TEL: 03-6831-3310 mail: sato-sales@sato-group.com